

## 那覇市建設工事に係る低入札価格調査制度要綱

平成30年3月23日

副市長 決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、那覇市契約規則(平成26年那覇市規則第59号)第10条の2の低入札調査基準価格の設定等に関し、必要な事項を定める。

(対象)

第2条 調査の対象は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の10の2(政令第167条の13において準用する場合を含む。)の規定により総合評価方式で実施する建設工事(以下「工事」という。)とする。

(低入札調査基準価格)

第3条 低入札調査基準価格は、予定価格(消費税抜きの予定価格をいう。この条及び次条第1項において同じ。)算出の基礎となった次に掲げる(1)から(4)までの合計額((その額が予定価格の10分の7に満たない場合にあつては、予定価格に10分の7を乗じて得た額)その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)に消費税相当額を加算した額とする。また、合計額に「0.995」から「1.005」の範囲内のランダム係数を乗じることができるものとする。

- (1) 直接工事費の額
- (2) 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
- (3) 現場管理費の額に10分の8を乗じて得た額
- (4) 一般管理費の額に10分の7を乗じて得た額

(失格基準価格)

第4条 失格基準価格(落札者となるべき者の申込みに係る価格によっては、その者により契約の内容に適合した履行がされないと認める基準となる価格をいう。この条及び次条において同じ。)は、予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額(その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)に消費税相当額を加算した額とする。

- (1) 直接工事費の額に10分の9を乗じて得た額
- (2) 共通仮設費の額に10分の8を乗じて得た額
- (3) 現場管理費の額に10分の8を乗じて得た額

- (4) 一般管理費の額に10分の3を乗じて得た額
- 2 失格基準価格を設ける場合においては、これを予定価格調書に併記しなければならない。ただし、入札前に予定価格を公表する場合においては、予定価格調書と別に低入札調査基準価格と併せて失格基準価格を記載した書面を封書にし、開札の際これを開札場所に置かなければならない。
- 3 失格基準価格未満の額で入札を行った者については、調査を実施せず失格とする。

(入札に参加しようとする者への周知)

第5条 工事の入札に当たっては、入札公告又は入札通知書及び入札説明書において、次に掲げる事項を記載し、入札に参加しようとする者に周知するものとする。

- (1) 低入札調査基準価格及び失格基準価格を設定する旨
- (2) 失格基準価格未満の額で入札を行った者は、失格となること。
- (3) 低入札調査基準価格未満かつ失格基準価格以上の額で入札が行われた場合は、次条の規定による調査を行い、落札候補者を決定すること。
- (4) 低入札調査基準価格未満の額で入札を行った者(以下「低価格入札者」という。)は、評価値が最も高い者(以下「最高評価値者」という。)であっても必ずしも落札者とならないこと。
- (5) 低価格入札者のうち失格基準価格以上の額で入札を行ったものは、別に定める資料の提出及び事情聴取に応じること。
- (6) 低価格入札者を相手方として契約を締結する場合は、第8条に規定する措置を講じること。

(調査の実施)

第6条 法制契約課、工事担当課及び技術総務課は、次に掲げる事項の調査をするために低価格入札者の自己採点に基づく評価値等を踏まえ、必要と認める者へ資料の提出を求め、事情聴取等を行うものとする。

- (1) 当該価格で入札した理由
- (2) 手持ち工事の状況
- (3) 契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫等の地理的関連
- (4) 手持ち資材の状況

- (5) 資材購入先及び当該購入先と入札者の関係
  - (6) 手持ち機械の状況
  - (7) 労務者の具体的供給見通し
  - (8) 過去に施工した公共工事の件名及び発注者名
  - (9) 経営状況
    - ア 取引金融機関への照会
    - イ 保証会社等への照会
  - (10) 信用状態
    - ア 建設業法(昭和24年法律第100号)違反の有無
    - イ 賃金支払の状況
    - ウ 下請代金の支払状況
  - (11) その他調査に必要な事項
- 2 前項の調査の結果を次条の低入札価格委員会に付し、審査を受けなければならない。
- 3 前項の審査の結果、契約の内容に適合した履行がされると認めるときは落札候補者とし、履行がされないおそれがあると認めるときは落札候補者としなないものとする。

(低入札価格委員会)

第7条 低入札価格委員会は、那覇市建設工事指名業者選定委員会要綱(昭和57年1月26日助役決裁)第2条の建設工事等指名業者A選定委員会の委員及び当該工事に係る予算を所管する課の属する部の副部長で構成する。

2 低入札価格委員会の運営方法は、那覇市建設工事指名業者選定委員会要綱の規定の例による。

(低価格入札者と契約する場合の措置)

第8条 低価格入札者を相手方として契約を締結する場合には、次に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 施工体制台帳を提出させ、必要に応じてその内容について事情聴取を行うこと。
- (2) 施工に当たって監督・検査業務を強化すること。
- (3) 監理技術者又は主任技術者とは別に、これらと同等以上の資格を有する技

術者を専任で1名現場に配置させること。

(その他)

第9条 この要綱に定めのない事項及びこれにより難い事項については、総務部長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和2年5月28日から施行する。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。